

聖籠町訓令第十三号

聖籠町慶弔規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町慶弔規程の一部を改正する訓令

聖籠町慶弔規程（平成十三年聖籠町訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「及び同居の親族」を「若しくは配偶者又は生計を一にする子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹」に改め、同条第三号ロ中「及び委員長職にある者の同居の親族」を「若しくは配偶者又は生計を一にする子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹」に改め、同条第四号ロ中「及び同居の親族」を「若しくは配偶者又は生計を一にする子、父母、祖母、祖父母、孫、兄弟姉妹」に改め、同条第七号イ中「及び同居の親族」を「若しくは配偶者又は生計を一にする子、父母」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。